

令和6年度の各指導員養成に係る講習会及び更新講習会について

1 A指導員養成に係る講習会（1～2名程度）受講者は、島根県で推薦した者を派遣

2 C指導員、B指導員の資格取得養成に係る講習会は、以下のとおり（従来どおり実施）

*1「C指導員養成」及び「B指導員養成」に係る講習会は、各年1回実施

*2C指導員養成講習会は6月に1回、B指導員養成講習会は9月に1回、開催

(1)C指導員養成に係る講習会（※開催要項等はHP掲載及び地区連絡）※下記の1回のみ

①期日：令和6年6月29日（土）30日（日）*2日間

②会場：江津中学校

③内容：講義、実技：12時間（必須）に加え、検定試験レポート

④受講条件受講要件（登録、年齢、段位）を満たしている者*必ず確認して申込み

*C養成受講希望者は、次の受講要件2点を必ず満たしていること

1) 全柔連の必要な「個人登録」が、受講申込時点で終了している者

2) 講習会前日までに、満18歳以上、2段以上または教員免許状所持者

⑤その他

C指導員養成に係る講習会の受講希望者が5人数に満たない場合は、令和6年度の開催は中止とする。

(2)B指導員養成に係る講習会（※開催要項等はHP掲載及び地区連絡）※下記の1回のみ

①期日：令和6年9月28日（土）・29日（日）*2日間

②会場：江津中学校

③内容：講義、実技：18時間（必須）に加え、検定試験レポート

④受講条件受講要件（登録、年齢、段位）を必ず満たしている者*必ず確認して申込み

*B養成受講希望者は、次の受講要件3点を必ず満たしていること

1) 全柔連の必要な「個人登録」及び「指導者登録」が、受講申込時点で終了している者

2) 講習会前日までに、満20歳以上、3段以上であること

3) C指導員認定後（*認定書の認定日を確認）から今講習会初日までに2年以上経過している者

⑤その他

B指導員養成に係る講習会の受講希望者が5人数に満たない場合、令和6年度の開催は中止とする。